

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年（2023年）7月19日

北海道知事 鈴木 直道

## 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

### (1) 業務名

令和5年度（2023年度）「ほっかいどう企業の森林づくり推進事業」委託業務

### (2) 業務の目的

2050年「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて、企業や団体がCSR活動や森林吸収源対策等として市町村等の森林所有者と協定を締結し、植樹や育樹等の森林整備を行う「ほっかいどう企業の森林づくり」の取組みを一層推進するため、制度概要や優良事例等を掲載した特設サイトの開設や、検索連動型Web広告の発信、首都圏で開催される環境関連イベントにおけるPRにより、取組みに参画する企業等の拡大を図る。

### (3) 業務の内容

「ほっかいどう企業の森林づくり」の制度概要や優良事例等を掲載した特設サイトを開設し、本サイトへのアクセスを容易にするため検索連動型Web広告を発信するとともに、首都圏で開催される環境関連イベントにおいて道外企業等に制度をPRする。

【委託項目】※詳しくは企画提案指示書を参照すること。

#### ア ホームページ特設サイトの開設・運営

「ほっかいどう企業の森林づくり」をPRするため、事業の詳細（制度の概要、実施までの流れ、活動内容、フィールド検索、優良事例、Q&A等）がわかりやすく掲載され、必要な手続きや問い合わせに対応できる特設サイトを作成し、適切な管理のもと運営すること。特に道外企業等に対しては、北海道の魅力や道内における森林づくりが環境や社会に利益のある活動と捉えることができるような内容のサイトを制作すること。

##### (ア) 特設サイト企画・立案・制作作業

特設サイトのモデルプランを企画・立案し、委託者と相談の上、資料4「企画提案指示書 3 (1) ア「掲載コンテンツ」」内容を掲載したページ及びレイアウト構成のサイトとなるよう予算の範囲内で提案すること。また、ページ制作に必要な原稿、写真の収集を実施し、令和5年（2023年）10月上旬頃から開設できるよう、閲覧者にとって利用しやすいサイトを制作すること。

##### (イ) サーバー・ドメインの保守・管理

利用するサーバー・ドメインの管理費（6ヶ月分）を委託料から支払い、適切なサイトの保守・管理を実施すること。

##### (ウ) 特設サイトの運用

・開設期間は令和5年（2023年）10月上旬頃から令和6年（2024年）3月11日（月）までとするが、具体的な開始・終了日は委託者と協議の上、決定すること。

・本サイトは、1（3）イのWeb広告や既存ホームページ等からアクセスできるようにすること

と、広告やパンフレット経由のみならず、インターネット検索サイト経由でも閲覧できるよう SEO 対策（検索エンジン最適化）をすること。

- ・ サイトの内容充実を図るため、適宜情報の更新・文言修正などを実施すること。
- ・ 特設サイトは契約終了と同時に、閉鎖して良いものとする。ただし、契約終了後にも、北海道のホームページ等で使用できるよう、掲載終了後、速やかにホームページ特設サイトのデータを電子媒体 2 部（CD-R 又は DVD-R）により提出すること。

#### イ 検索連動型 Web 広告の制作・発信

ターゲットとなる道内外企業等に対して、幅広く効率的な事業制度の周知を図るため、受託者は、下記表の仕様に沿って広告テキストの制作、広告配信用アカウントの開設、設定、管理を行い、1（3）アに記載の特設サイトに誘導する。

検索連動型 Web 広告仕様		
サービス	概要	表示回数
Google 及び Yahoo! JAPAN (パソコン、スマートフォンの両方)	事業制度の普及 PR 及び制度の特設サイトへの誘導を行う検索キーワードを複数設定し、ユーザーが検索後、検索エンジンに広告を掲載	Google 及び Yahoo! JAPAN 合計で
		3 ヶ月あたり 65 万回以上 1 ヶ月あたり 20 万回以上

#### (ア) 広告掲載期間

原則、令和 5 年（2023 年）10 月下旬頃から令和 6 年（2024 年）2 月 29 日までのうち、3 ヶ月間以上とする。掲載期間については、契約後、委託者と協議を行ってから決定し、事業実施の状況により適宜見直すこととする。

#### (イ) 広告作成・発信・維持管理

- a 広告テキスト及び検索キーワードは、受託者のこれまでの業務経験から、事業制度の周知に効果的と思われるテキスト及びキーワードを複数提案し、委託者と受託者が協議の上、決定すること。また、適切な期間において、1（3）ウの告知を行うこと。
- b 広告制作・発信・維持管理に係る全ての経費（Google 等の検索エンジンへの申込み、更新費用等）を契約金額に含むものとする。

#### (ウ) 広告効果の検証

受託者は、1 ヶ月ごとに広告効果の分析・検証（性別、年代、時間帯など）を行い、分析・検証結果についての考察を具体的に記した月次レポートを作成し、紙媒体 A4 版 3 部及び記録媒体 2 部（DVD-R 等の光学ディスク）により委託者に提出し、報告・説明すること。

また、広告の閲覧数等に応じて、検索キーワード及び広告テキストの見直しを行い、委託者と協議の上、広告に反映させること。

#### (エ) 全期間レポートの作成・報告会の実施

受託者は、広告掲載期間終了後、次年度以降の事業実施に繋がるよう、事業期間全体に関する広告効果を分析・検証し、その考察の内容を記した全期間レポートを紙媒体 A4 版 3 部及び記録媒体 2 部（DVD-R 等の光学ディスク）により委託者に提出し、報告・説明すること。

#### ウ 環境関連イベントへの出展

道外企業等への制度周知を図るため、環境展等既存関連イベントへのブース出展等を行い、企業に対し直接、制度説明や北海道における地域活動の魅力や参加を促す具体的な取組を PR する。

なお、イベントの出展要項を確認の上、出展に関するコンセプト、展示方法等を企画提案書に具体的に示すこと。

(ア) 業務内容

- a イベント出展の企画立案
- b ブース装飾等の企画立案（会場内の小間造作（3.0m×3.0m×2小間）、小間装飾（オクタパネル、ブースサイン、展示パネル等作成、什器等の手配など）
- c 出展準備（機材搬送手配、運営マニュアルの作成等）
- d 道外企業等への周知（検索連動型広告によるイベント開催周知、ほっかいどう応援団会議への参加案内及び関係企業への案内）
- e ブース設営（会場内の小間造作 3.0m×3.0m×2小間、小間装飾の設置（オクタパネル、ブースサイン、展示パネル、什器等）、電気工事、通信回線配置、会場の設営・撤去を実施）
- f 当日の運営（ブース造作の保守管理、音響操作等）

(イ) 日程・概要等

区 分	首都圏開催イベント出展（SDGs Week EXPO 2023「エコプロ」）
日 程	令和5年（2023年）12月6日（水）～8日（金）
会 場	東京ビックサイト 東4～7ホール
人数規模	65,000名程度（予定）
内 容	【一般出展】 環境への関心の高い企業や行政・自治体、NPO、報道関係者など、環境を取り巻く多様な関係者が集う展示会において、「ほっかいどう企業の森林づくり」の制度、取組をPRし、全国から参加を希望する企業等の募集を行う。 ※出展料は北海道が負担

エ 実績報告書の作成

事業終了後、速やかに上記ア～ウの実施内容を取りまとめた実績報告書を作成し、A4版紙媒体により2部及び電子媒体（CD-R又はDVD-R）により2部を提出すること。

なお、実績報告書には、広告・特設サイトの閲覧件数、ブース来場者数等、事業の実施効果が検証できるように各種数値データ等を添付すること。（データファイルは、マイクロソフトウィンドウズに対応したものとする）

(4) 契約期間：契約締結日から令和6年（2024年）3月11日（月）まで

(5) 納入場所：北海道水産林務部森林環境局森林活用課木育推進係

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 単独法人、法人以外の団体又は複数法人等（法人、法人以外の団体も含む。）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

(2) 単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

- ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- エ 北海道競争入札資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号）第 2 第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。  
また、指名停止を受けたが既にその停止の期間を経過していること。
- オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- カ 次に掲げる税を滞納しているものでないこと。
  - （ア）道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
  - （イ）本社が所在する都道府県の事業税（道税の納税義務がある場合は除く。）
  - （ウ）消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）
  - （ア）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
  - （イ）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
  - （ウ）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員とし、このプロポーザルに参加する者ではないこと。

### 3 説明書の交付に関する事項

#### （1）交付期間

令和 5 年（2023 年）7 月 19 日（水）午前 9 時から令和 5 年（2023 年）8 月 10 日（木）午後 5 時まで。  
なお、次の（2）に記載の場所での交付時間は、土曜日及び日曜日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで。

#### （2）交付場所及び方法

下記 9 の場所で交付する。

なお、北海道のホームページにおいてダウンロードすることができる。

（URL： <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sky/nyuusatujouhou/>）

### 4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

（1）公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウに定めるところにより、参加表明書を提出し、記 2 に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 提出期限：令和 5 年（2023 年）7 月 28 日（金）17 時（必着）

イ 提出場所：下記 9 に同じ

ウ 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。）

なお、持参の場合の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く毎日 9 時から 17 時まで。

（2）審査を行ったときは、審査結果を速やかに通知する。

### 5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

（1）提出期限：令和 5 年（2023 年）8 月 10 日（木）17 時（必着）

（2）提出場所：下記 9 に同じ

(3) 提出方法：上記4 (1) ウに同じ

#### 6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

#### 7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者（以下、「特定者」という。）を選定する。

#### 8 契約手続

特定者を見積徴取の相手方に確定したときは、別途財務会計法令の規程により契約手続を行う。

#### 9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

北海道水産林務部森林環境局森林活用課木育推進係 担当：石毛

##### 【連絡先】

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎10階

電話：011-204-5516（直通） FAX：011-232-4142

#### 10 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者（公募型プロポーザル方式に参加しようとする者）の負担とする。
- (3) 企画提案説明会（プロポーザル審査会）を開催し、提案内容を聴取する。
- (4) この公示内容は予定であり、変更することがあり得る。
- (5) このプロポーザル及び契約は、手続きの停止等があり得る。
- (6) 審査結果及び特定者名は公表する。
- (7) 詳細は別添「企画提案説明書」による。